

長野県保険者協議会設置要綱

(目 的)

第1条 長野県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、長野県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び長野県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、長野県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての長野県（以下「県」という。）への協力、長野県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 保健事業等の共同実施
- (2) 保険者間における意見交換
- (3) 保健事業・医療費データ等に関する情報収集・提供
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 協議会は、長野県内の国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険、共済組合及び後期高齢者医療広域連合の各保険者並びに健康保険組合連合会長野連合会、長野県国民健康保険団体連合会、県の担当部署、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、長野県看護協会及び長野県栄養士会（以下「構成団体」という。）をもって構成する。（別紙）

2 協議会の運営は、次の区分により選任された委員が行うものとし、委員の選任は区分ごとに推薦があった者を充てるものとする。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者 | 5 名 |
| (2) 健康保険組合連合会支部等を代表する者 | 3 名 |
| (3) 全国健康保険協会管掌健康保険を代表する者 | 1 名 |
| (4) 各共済組合を代表する者 | 2 名 |
| (5) 国民健康保険組合を代表する者 | 2 名 |
| (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者 | 1 名 |
| (7) 国民健康保険団体連合会を代表する者 | 1 名 |
| (8) 県担当部署 | 2 名 |
| (9) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会を代表する者 | 各1 名 |

3 協議会は、必要に応じて、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者の助言、参画を求めものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会には、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。会長は委員の中から互選し、副会長は委員の中から会長が指名するものとする。監事は、委員の中から互選し、会長又は副会長を兼ねることができない。

2 会長は、会務を総理し協議会の議長となる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職を代理する。

4 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(審議事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 要綱の改廃等に関する事項
- (2) 専門部会の設置に関する事項
- (3) 事業計画、予算に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(専門部会の設置)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項の具体的実施の検討を行うため、保健事業部会及び医療計画等関係部会を設置する。

2 長野県の医療計画等に関する意見の提出に係る事項については、医療計画等関係部会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については、原則として構成団体が応分に負担する。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、県及び長野県国民健康保険団体連合会が処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。
- 2 設立当初の委員の任期は第 4 条の規定にかかわらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 17 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。
ただし、第 3 条中の後期高齢者医療広域連合に係る改正については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

附 則

この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。ただし、第 3 条の改正については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。